

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく随意契約の令和4年度分の事前公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号該当随意契約について、木津川市契約事務規則第24条第2項第1号及び第2号の規定により令和4年度分の契約に関わる事項を契約の締結前に次のとおり公表します。

番号	担当課	契約の名称	概要	契約予定期間	契約の相手方の決定方法及び選定基準	備考
1	水道工務課	山城浄水場宿直及び日直業務委託	浄水場宿直及び日直業務	第1四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること	第3号
2	水道工務課	観音寺浄水場宿直及び日直業務委託	浄水場宿直及び日直業務	第1四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること	第3号
3	水道工務課	加茂地区浄水場施設等巡回業務委託	水道施設等巡回業務	第1四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること	第3号
4	水道工務課	毎日水質検査等業務委託	毎日の水質検査測定及び配水流量計の検針	第1四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること	第3号
5	水道工務課	水道施設植栽管理業務委託	水道施設除草・剪定業務	第1四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること	第3号
6	水道業務課	木津川市上下水道部宿日直業務委託	木津川市上下水道部宿日直業務	第1四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること	第3号
7	水道業務課	木津川市上下水道部清掃業務委託	木津川市上下水道部清掃業務	第1四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること	第3号

8	水道業務課	水道開閉栓業務委託	水道開閉栓業務	第1四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること	第3号
---	-------	-----------	---------	-------	---	-----